

結城市農業委員会会長交際費支出基準

この基準は、会長が農業委員会を代表して農業行政執行上、対外的な交際、折衝をする際に必要な経費として支出する交際費について、必要な事項を定める。

農業委員会会長交際費の支出区分、支出内容及び支出金額は次のとおりとする。

支出区分	支 出 内 容	支出金額
①弔 慰	農業行政に特に尽力のあった者で、別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
②会 費	農業行政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする場合又は飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席時の会費として支出する。	会費相当額又は5,000円
③慶 祝	市民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会並びに市民にとって名誉となる行為、業績への壮途祝いについて支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
④贊 助	各種団体の活動の趣旨、目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときは、贊助会費として支出する。 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5,000円又は社会通念上認められる範囲の額
⑤涉 外	農業行政運営上、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等のため必要な物品等の購入に要する費用を支出する。	相当額
⑥その他	上記のいずれにも属さない場合で、農業行政運営上会長が特に必要と認めたものを支出する。	相当額

別表
弔慰金等支出一覧表

対 象 者		香 料	供 物
現職の農業委員会委員	本人	10,000円	花輪又は生花1基
	親族	5,000円	—
元職の会長	本人	10,000円	—
現職の他市町村農業委員会会長	本人	近隣市町村農業委員会との均衡を考慮した額	
その他、農業委員会に対し特に友好若しくは功績のあった者で、会長が必要と認める者	本人	社会通念上妥当と認められる額	

注) 親族とは、配偶者及び一親等の親族をいう。